

令和6年度のちくかんリース事業 申請審査等のポイント等について

畜産環境整備機構

1 はじめに…関係機関の皆さまのご協力があればこそリースが対応できている状況。

- ・日々の多忙な業務の合間に、畜産農家や組合員等からリース申請や照会が来る状況にあろうかと思われます。しかも、対応に急を要する場合もあり、難しい局面が散見されます。
- ・当機構としては、お願いした資料を整備していただければ、チェックの上必要な質問等を直接行うなど、円滑な対応に引き続き努める考えです。本年度も引き続きご協力をお願いいたします。

2 都道府県委託事業について

- ・令和6年度も継続(4月に委託、翌年3月に実績報告)。
- ・厳しい畜産情勢下での運営にはなりますが、引き続きリース事業の的確な推進をお願いいたします。
- ・なお、委託費については消費税額10%を明記する等、インボイス対応に万全を期しています。

1

リース事業の大前提

⇒機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

1 当機構は、借受者の経営状況等が、次のいずれかに該当する者は、貸付を行わないものとする。

- (1) 決算状況において、貸付料等の返済に支障を来すと判断される者
- (2) 現在、当機構のリース料等を滞納している、保証保険の適用を過去に受けたことがある、又は違約金の減免を受けたことがある者
- (3) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな者
- (4) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される者
- (5) 反社会的勢力である者
- (6) 国税等を滞納している者

2 現地確認等の実施

- (1) 機構は、1千万円以上の貸付施設等の貸付に当たっては、事前にヒアリングを行うとともに、現地調査を行うことができるものとする。
- (2) 機構は、貸付申請に記載された計画について、貸付後、当機構は、計画達成のための助言等の現地指導を借受者に行うことができるものとする。

3 その他

当機構の審査において、必要な場合は上記以外の資料の提出を求めることがある。

2

審査の着眼点

(1) 更新投資か規模拡大かで審査目線は異なります。

- ① 更新投資の場合 … これまでの収支実績が中心となります。
- ② 規模拡大投資等の場合 … これまでの収支実績だけでは十分な判断ができません。これまでの収支実績に加え、収支へのプラス効果、他行からの資金調達見込み等も確認する必要があります。

(2) 審査の目線としては主に以下の4点です。

- ① 投資効果はどうか？＝モトが取れるかどうか？
- ② 売上高に比べて借入金が多くないか？（通説では、月商の3～4倍程度が限度）
- ③ 借入金は外部借入金だけか？代表者等からの借入金はないか？
- ④ 収支は黒字か？回復の見込みはあるか？累積欠損はないか？累積欠損の解消見込みはどうか？ ⇒ 償還財源は十分か？(>1.2)、債務償還年数は長すぎないか？(<10年) … **様式1～4号の意味するところをご理解願います。**

3

動産総合保険、保証保険について →保険会社から免責を主張されないように審査

- (1)万が一の場合のセーフティネットです(不慮の災害、死亡、病気、事故など)
- (2)保証保険は、保険事故と認定されれば保険金が支払われ、機構や借受団体の債権は消滅しますが、保険会社は代位弁済により求償権を取得します。
⇒ つまり、借受者の借金は保険金の支払いにチャラにはなりません…火災保険住宅ローンの団体信用生命保険とは異なります。保険金請求手続きにもかなりの労力を要します。
- (3)保険会社側も免責を主張することが可能です。⇒ 保険事故認定要件とは裏返しの関係になります(=債務超過、倒産、不渡り、訴訟中等の事実がありながらリース承認した場合やリース承認後の債権管理が不十分な場合が該当します)
- (4)度重なれば、保証保険料引き上げの話もありうるので、ご留意下さい。
⇒ 令和2年度契約分からは保険料が引き下げとなりました(0.5%→0.4%)。

4

リース方式の変更(追加)について

- (1) 食肉リースに直接リース方式を導入(従来の間接リース方式との選択が可能)。
- (2) 事務手続き及び手数料は変わらず(検収等も従来通り)。
- (3) 別途、当機構との業務委託契約の締結が必要。(ただし、収入印紙4,000円が必要)
- (4) 動産総合保険等の損害保険、履行保証保険への加入は従来通り必要。
- (5) 申請様式等は別途改正し、ホームページに掲載済。
- (6) インボイス制度にも対応

※変更点等の詳細については次葉参照。

令和6年度 間接リースと直接リースの比較表

	間接リース(現行)	直接リース(新規)	備 考
1 環境機構との貸付契約の相手方	都道府県食肉事業連合会等(借受団体)	リース申請者 (借受者)	直接リースの場合、借受団体と借受者との再貸付契約は不要
2 団体の立場 (必要な契約書)	借受団体(貸付契約書及び 再貸付契約書)	受託団体 (業務委託契約書)	直接リースの場合、受託団体が再受託団体に 検収事務等を委任することができる。 業務委託契約書は印紙税の対象(=4,000円)
3 印鑑証明書、登記事項に変更がないことの証明書	◎	× (ただし、リース申請者の分は必要)	
4 手数料	附加貸付料の約1/7	同 左	変更なし
5 貸付申請書の取次ぎ	◎	◎	変更なし
6 検収	◎	◎	変更なし
7 機構への送金	◎	◎	変更なし
8 理事の自己取引等に係る理事会の承認	◎	×	理事会議事録の作成、提出は不要(令和元年度は18件、令和2年度は9件、令和3年度は8件、令和4年度は11件、令和5年度は9件が対象) ※現行ではリース申請後の議事録提出も可としている。
9 インボイス関連事項	借受団体が借受者にインボイスを交付。 ※借受団体が免税事業者を選択してインボイスを交付できないと、借受者は消費税の仕入税額控除が受けられない。(ただし、経過措置あり。)	機構が借受者にインボイスを交付。 ※借受者は消費税の仕入税額控除が可能。	

5

破綻事例にみる“再発防止のここがキーポイント”

- 1 納税証明書による税金滞納の有無を確認
- 2 貸付契約時の本人確認(運転免許証等による)を徹底
- 3 返済財源を捻出できているか否か？経営実績の確認(実績ベースで返済が可能か？公庫等に提出した経営改善資金計画書を確認できるか？いざという時の蓄積はあるか？)
- 4 負債整理資金の借入者(負債対策農家)は原則として貸付不可。行政等への確認も必要。
- 5 債務引受の手続を適切に！(リース施設の使用者の変更届けだけでは債務引受の法的な要件を満たさない)
- 6 借受者の代表者が借受団体の代表者を務めている場合は「双方代理・自己取引」(法令違反)に該当(法令に基づく適切な取扱いが必要)⇒取引自体が無効になる恐れがある。
- 7 リース施設(所有権留保=機構の担保物件)の所在・稼働を貸付開始後もフォローすることが必要